

平成28年6月2日

答申第711号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前NHKから開示された文書を基に集計した結果、平成24年度の基準外賃金等から基準外賃金と諸手当を除いても残りの額がかなりあり、その支給内容が不明だとして「具体的な支給内容がわかる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、24年度の基準外賃金等から基準外賃金と諸手当を除いた残りの額は、「職員の給与等の支給の基準」にあるポスト長手当、専任職手当、職務手当、特定日当および外国勤務手当の合計額であることを情報提供したが、項目ごとには集計していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年6月2日（第239回審議委員会）

第727号諮問、審議、答申